

堺市公報 第183号	令和3年8月27日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○民生委員の定数について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	6
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	9
○建築基準法第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定に基づく 公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
<上下水道局公告>	
○堺市上下水道局市有地売却に係る一般競争入札の実施について 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	11

告 示

堺市告示第302号

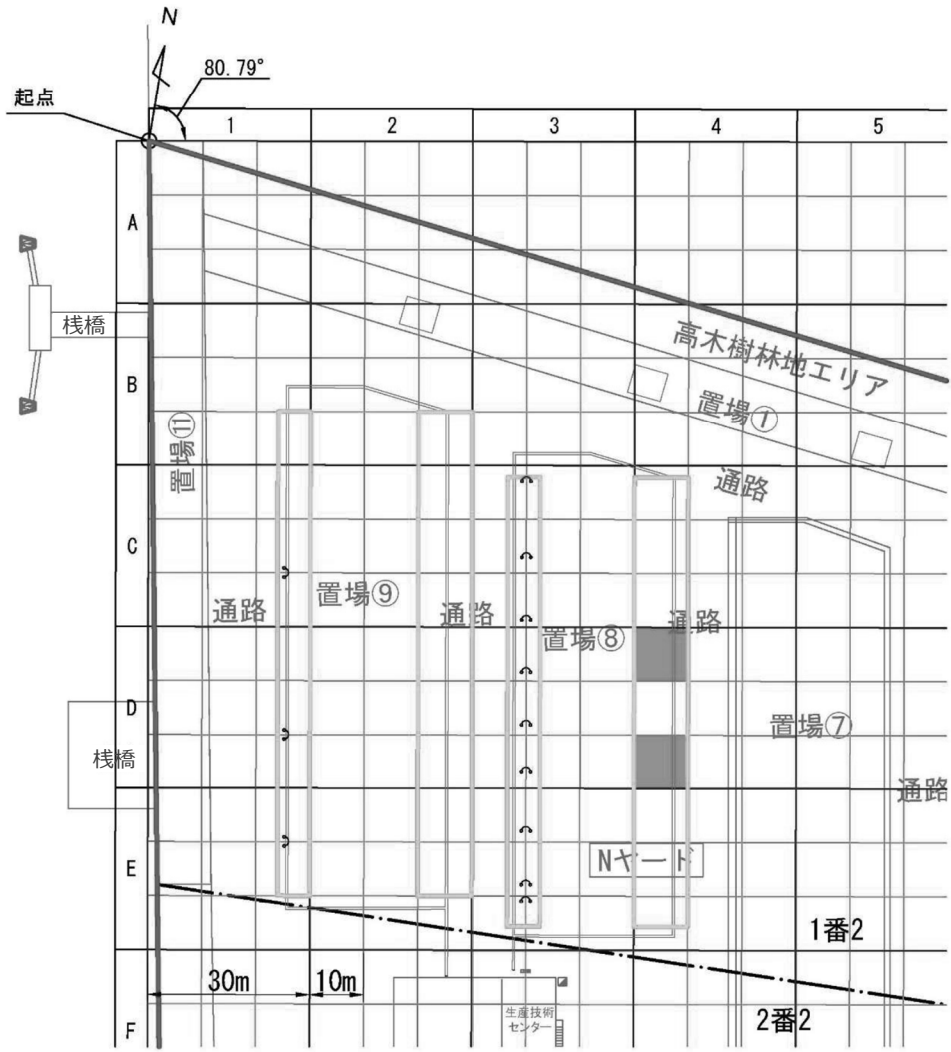
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市堺区大浜西町1番2の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

形質変更時要届出区域



- 凡例
- 敷地範囲
 - 調査対象地 (形質変更範囲)
 - 筆境界
 - 30m格子
 - 10m格子 (単位区画)
 - 単位区画の統合
 - 形質変更時要届出区域

区画番号 凡例

	1		
	1	2	3
A	4	5	⑥ A1-6
	7	8	9

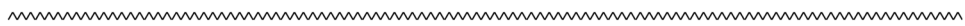
堺市告示第303号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市の民生委員の定数を1,169人とする。



堺市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
リハビリ訪問看護ステーションきらら	堺市中区深井清水町3601 106号	訪問看護	令和3年5月1日
訪問看護ステーションフィット・大阪	堺市中区深井沢町3284 安田ビル3階A号室	訪問看護	令和3年7月1日
ウエルシア薬局 堺泉田中店	堺市南区泉田中164	薬局	令和3年7月1日
ウエルシア薬局 堺津久野店	堺市西区津久野町1-26-27	薬局	令和3年7月1日
香ヶ丘訪問看護ステーション	堺市堺区香ヶ丘町1-12-21 シャルマンフジ203号	訪問看護	令和3年7月1日

あこうて訪問看護ステーション	堺市中区深阪1-6-39 グリーンハイツA102号	訪問看護	令和3年7月1日
訪問看護ステーションしんかい	堺市南区高倉台2-38-13 ハイツ恵202号	訪問看護	令和3年8月1日

堺市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
市橋内科	堺市西区浜寺昭和町4-449	病院・診療所	令和3年7月1日
地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1-1-1	病院・診療所	令和3年7月1日
さわだメンタルクリニック	堺市北区百舌鳥梅町3-1-3 牧原ビル2階	病院・診療所	令和3年7月1日
たつみクリニック	堺市西区浜寺石津町中1-3-9	病院・診療所	令和3年7月1日
辻本クリニック	堺市中区深井沢町3258	病院・診療所	令和3年7月1日
はなまるメンタルクリニック	堺市北区東浅香山町4-6 圭祐館2階	病院・診療所	令和3年7月1日
三谷ファミリークリニック	堺市西区鳳東町4-354-1	病院・診療所	令和3年7月1日
キリン薬局	堺市南区城山台3-2-1	薬局	令和3年7月1日

幸生堂薬局	堺市堺区楠町1-1-24	薬局	令和3年7月1日
南山堂薬局 新金岡店	堺市北区新金岡町5-1-2 南海バス新金岡ビル1F	薬局	令和3年7月1日
訪問看護ステーション ぽかぽか	堺市美原区今井380	訪問看護	令和3年7月1日
五常会診療所	堺市中区見野山164	病院・診療所	令和3年8月1日
スマイル薬局 三国ヶ 丘店	堺市堺区向陵中町2-6-3	薬局	令和3年8月1日
そうごう薬局 三国ヶ 丘店	堺市北区東三国ヶ丘町5-5 -2	薬局	令和3年8月1日
ホーム薬局 津久野店	堺市西区津久野町1-20-1 津久野メディカビル1階	薬局	令和3年8月1日
あすなろ訪問看護ステ ーション	堺市北区東三国ヶ丘町5-5 -2	訪問看護	令和3年8月1日
訪問看護ステーション 風香	堺市中区深井沢町3315 グラ ンパス深井403号	訪問看護	令和3年8月1日

堺市告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和3年8月27日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪狭山線(新)	美原区南余部203番地先	旧	35.00 35.00	15.50	H0026
	美原区南余部212番地先	新	48.50 71.20	15.50	
常磐101号線	北区常磐町3丁23番9地先	旧	6.10 8.10	2.20	10268
	北区常磐町3丁23番9地先	新	4.30 4.30	2.20	

公 告

堺市公告第458号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 随意契約に係る調達物品の名称及び数量
高反応消石灰（令和3年度下半期分）（年間単価契約）
859 t（特号消石灰使用時の予定数量）
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年7月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
花谷薬品株式会社
代表取締役 花谷 十九
大阪府堺市西区鳳北町8丁433-1
- 5 随意契約に係る契約金額
¥37,950-（1 t当たりの税込単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

堺市公告第459号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき建築協定
加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定によ
り公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に
供する。

令和3年8月27日

堺市長 永藤英機

- 1 建築協定の名称 堺市南区新檜尾台1丁全区建築協定
- 2 加入地番 堺市南区新檜尾台1丁2番14
堺市南区新檜尾台1丁24番4
- 3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市役所高層館13階
建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したの
で、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区日置荘北町三丁304番8から304番13まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市東区日置荘西町六丁6番2号
有限会社栄和地所
代表取締役 片岡 富信

~~~~~

堺市公告第461号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

堺市長 永 藤 英 機

| 種 類                     | 指定年月日         | 承認番号         | 事 業 区 間          |                   | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m) |
|-------------------------|---------------|--------------|------------------|-------------------|------------|------------|
|                         |               |              | 起 点              | 終 点               |            |            |
| 建築基準法<br>第42条第1<br>項第4号 | 令和3年8月<br>10日 | 堺宅地第V<br>-1号 | 堺市美原区黒<br>山374番1 | 堺市美原区黒<br>山183番14 | 15~18      | 151        |

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第103号

堺市上下水道局市有地売却に係る一般競争入札を実施するので、堺市上下水道局契約規程（昭和50年水道局管理規程第7号）第3条において準用する堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第8条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 契約事務担当課

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

上下水道局サービス推進部事業サポート課

電話 072-250-9131

FAX 072-250-9146

2 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地売却

(2) 売却物件

| 物 件     | ①太井さく井4号地    | ②平尾減圧弁室跡地     |
|---------|--------------|---------------|
| 所 在 地   | 堺市美原区太井278-1 | 堺市美原区平尾2344-1 |
| 地 積     | 90.43㎡       | 585.13㎡       |
| 用 途 地 域 | 第一種住居地域      | 準工業地域         |
| 最低売却価格  | 2,694,814円   | 31,889,585円   |
| 入札保証金   | 135,000円     | 1,595,000円    |

(3) 用途制限

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体の活動のために利用する等、公序良俗に反する用途に供することはできない。

イ 自ら又は他人をして風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で定める風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供することはできない。

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物の用に供する施

設その他これらに類する施設の用途に供することはできない。

- エ 売却物件の一部又は全部を第三者に譲渡する場合にも、本項の用途の制限を遵守させること。ただし、やむを得ない事情により、事前に書面により申請し、本市の承認を得た場合は、この限りではない。

### 3 入札参加資格

入札参加者は、個人及び法人とする。ただし、入札参加申込締切日から、開札後、入札参加資格審査を行うまでの間、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 法人税（個人にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税の滞納がある者
- (3) 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税がある。

- (4) 本市水道料金又は下水道使用料の滞納がある者
- (5) 自己、自己の使用人又は自社の役員若しくは使用人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者
- (6) 本市入札事務に関して資格停止となっている者

### 4 入札関係書類の配布

本入札に参加する者は、次のとおり入札関係書類を受け取ること。

#### (1) 配布期間

令和3年8月30日（月）から令和3年10月22日（金）まで

#### (2) 配布方法

堺市上下水道局ホームページからダウンロード

アドレス <https://water.city.sakai.lg.jp/>

### 5 入札参加の申込み

本入札に参加を希望する者は、次のとおり「入札参加申込書」等の必要書類を提出すること。なお、「入札参加申込書」等の様式については前記4のとおり配布する。

#### (1) 入札参加申込みにおける提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 堺市税納付状況確認同意書
- ウ 誓約書
- エ 役員に関する調書（法人用）

オ 請求書兼口座振替依頼書（入札保証金還付用）

カ 住民票の写し又は現在（履歴）事項全部証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）

（ア）個人の場合：住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）

（イ）法人の場合：現在（履歴）事項全部証明書

キ 印鑑（登録）証明書（書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限る。）

ク 国税の納税証明書（書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限る。）

（ア）個人の場合：国税の納税証明書【その3の2】

（イ）法人の場合：国税の納税証明書【その3の3】

(2) 受付期間

令和3年10月18日（月）から令和3年10月22日（金）まで

(3) 提出場所

前記1の契約事務担当課

(4) 提出方法

上記提出期限内の午前9時から午後5時までに簡易書留での郵送又は直接持参すること。（ただし、正午から午後0時45分までを除く。）

※郵送での提出の場合、令和3年10月22日（金）午後5時必着

6 入札手続等

(1) 入札方法

入札受付期間中に、入札書を入れた封筒を前記1の契約事務担当課に簡易書留での郵送又は直接持参する方法

(2) 入札受付期間及び受付時間

令和3年10月25日（月）から令和3年10月29日（金）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後0時45分までを除く。）

※郵送での提出の場合、令和3年10月29日（金）午後5時必着

(3) 入札保証金

ア 入札に参加するためには、本市が定めた前記2(2)の表に記載の入札保証金を納付すること。

イ 入札参加者は、上記アの入札保証金を入札書持参前に、本市が発行する入札保証金納入通知書により、金融機関において納付すること。

ウ 払い込まれた入札保証金は、落札しなかった者及び入札を辞退した者には落札決定の約1か月後に、請求書兼口座振替依頼書に記載された金融機関の口座に振り込む方法で還付する。

エ 入札保証金には、利息を付さない。

オ 落札者については、入札保証金を売買代金又は契約保証金の一部に充当する。

カ 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。（堺市契約規則第16条第1項）

(4) 入札の無効

次のア～シのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札書が所定の日時を過ぎて提出されたとき。

イ 入札書が本市の定める方法以外の方法で提出されたとき。

ウ 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。

エ 入札書に記名押印がないとき。

オ 入札金額を訂正したとき。

カ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

キ 入札書封筒の物件表記と入札書の物件が異なっていたとき。

ク 入札金額が最低売却価格に達しないとき。

ケ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

コ 入札の資格がない者が入札したとき。

サ 入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

シ その他入札に関する条件に違反したとき。

7 開札

(1) 日時

令和3年11月5日（金）午前10時（物件番号①）

令和3年11月5日（金）午後2時（物件番号②）

(2) 場所

堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局本庁舎本館 4階

8 落札者の決定方法

(1) 開札の結果、本市が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札候補者と決定する。

(2) 落札候補者となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、開札場所にいない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該事務に係のない本市職員がくじを引く。

(3) 落札候補者が開札に参加していないときは、開札当日に開札結果を電話で連絡する。その他の入札者には、電話連絡を行わない。

(4) 落札候補者の決定後、落札候補者の市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況の

確認並びに堺市暴力団排除条例に基づく大阪府警察本部への照会により、入札参加資格の審査を行う。その結果、入札参加資格を満たすと認められた場合は、落札者に決定し、その結果を落札者に電話で連絡し、落札決定通知書を郵送する。

- (5) 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、次順位者（2番目に高い価格で入札した者）の審査を行い、落札者が決定するまで同様の審査を繰り返すものとする。
- (6) 入札参加資格の審査の結果、落札者が決定したら、堺市上下水道局ホームページ (<https://water.city.sakai.lg.jp/>) において、入札者数、落札者名及び落札金額を公表する。

## 9 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上で本市の指定した金額とする。
- (2) 契約保証金は、売買契約と同時に売買代金全額を納付する場合は、不要とする。
- (3) 契約保証金は、本市が発行する納入通知書により納付すること。なお、入札保証金充当依頼書を提出することにより、入札保証金を契約保証金に充当することができる。この場合においては、入札保証金充当後の差額を納付すること。
- (4) 契約保証金は、売買代金に充当する。
- (5) 契約保証金には、利息を付さない。
- (6) 納付期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は本市に帰属し、返還しない。

## 10 契約の締結及び売買代金の支払い

- (1) 落札者は、令和3年12月17日（金）までに売買契約を締結するとともに、売買代金を全額納付し、又は本市が指定した金額の契約保証金を納付すること。なお、落札者は、事前にいずれの方法で納付するか申し出ること。
- (2) 落札者が上記(1)の期限までに売買契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属し、返還しない。
- (3) 売買代金は、納入通知書により納付すること。契約保証金を納付した場合は、売買代金に充当する。この場合、契約保証金充当後の差額を令和3年12月24日（金）までに納付すること。
- (4) 入札参加資格の審査が大幅に遅れた場合は、契約締結期限、売買代金の納付期限等を延長することがある。

## 11 契約条件

落札者（以下「買受人」という。）に対しては、売買契約において次の条件を付す。

- (1) 所有権の移転等



- 
- ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に当該物件（土地）を引き渡すこととする。
- イ 物件は、現状有姿のまま引き渡すこととする。
- ウ 所有権の移転登記は、本市が行う。入札参加申込時に提出した住民票の写し（個人の場合）又は現在（履歴）事項全部証明書（法人の場合）の記載内容に変更があれば、変更後の住民票の写し又は現在（履歴）事項全部証明書の提出をしなければならない。
- エ 買受人が金融機関から物件の購入資金の融資を受けるにあたり、金融機関が抵当権を設定する場合は、事前に支払予定日の連絡をすれば、本市が行う所有権移転登記と同時に抵当権設定（登記）を行うことができる。
- (2) 契約費用及び公租公課
- ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。
- イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。税額を記入した国税納付書を事前に渡すので、金融機関で納付し、その領収書を持参すること。
- ウ 売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となる。
- (3) 契約の解除
- ア 買受人が売買契約書に定める義務を履行しないとき、又は買受人が暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められたときは、本市は、催告その他何らの手続を用いずに、契約を解除することができる。
- イ 契約が解除された場合は、買受人は、本市の指示する期間内に自己の費用で原状（本市が引き渡したときと同じ状態）に回復して本市に引き渡すこと。
- (4) 違約金
- 買受人が前記2(3)の用途制限に違反したときは、違約金として売買代金の30パーセントに相当する額を本市に支払うこと。